

## 平成30年度武蔵野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数    | 89,400栓          |
| (2) 年間総給水量  | 17,363,056立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 47,570立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,738,951千円
第1項 営業収益	3,649,858千円
第2項 営業外収益	89,091千円
第3項 特別利益	2千円

支 出	
第1款 水道事業費	3,695,534千円
第1項 営業費用	3,562,342千円
第2項 営業外費用	130,190千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額807,674千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,520千円、当年度分損益勘定留保資金23,635千円、過年度分損益勘定留保資金437,518千円及び減債積立金311,001千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	48,325千円
第1項 固定資産売却代金	1千円
第2項 負担金	48,324千円

支 出	
第1款 資本的支出	855,999千円
第1項 建設改良費	543,998千円
第2項 企業債償還金	311,001千円
第3項 予備費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、収益的支出第1款水道事業費のうち、第1項営業費用又は第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 260,498千円 |
| (2) 交際費   | 30千円      |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、76,372千円と定める。

平成30年2月20日 提出

東京都武蔵野市長 松下玲子